

環境文教委員会 送付26-6

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情

受付年月日 平成26年2月26日

陳情者

陳情書

(趣旨)

千代田区議会が、国会及び政府に対し、「緊急事態基本法」を早急に制定するように要望する「意見書」を提出していただくように陳情します。

【理由】

3年前の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取組の甘さを国民と世界に広くしらしめる結果となりました。世界の多数の国々は今日のような大規模自然災害時には[非常事態宣言を発令し、政府指導のもとに震災救援と復興に対処しています。]

我が国でも、平成16年5月には、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意しています。この法案では、1、緊急事態の定義として「外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定 2、緊急事態における「迅速かつ的確な内閣総理大臣の意思決定を確保」とし、3緊急事態における「体制の整備」に普及しています。ただ、大変残念なことに、この合意内容が諸事情で法制化されず、いまだ置き去りにされており、この度の東日本大震災の発生において、対応、そして大規模な犠牲者と進まない復興支援という結果に陥ったのです。

今回のような地震等の大規模な自然災害がいつ起こるかわかりません 自然災害から、千代田区民をはじめとする国民の犠牲者を最小限に抑えるとともに、日を追ってますます緊迫する東アジア情勢のなかで、外国からの侵略。テロ等の「緊急事態」に毅然と対応できるように法整備を緊急に進めなければなりません。

よって、千代田区議会において、政府、関係者に「緊急事態基本法」が早急に制定されるよう求めているようにお願いします。

平成26年2月26日

千代田区議会議長 嶋崎 秀彦 殿